

会津若松市から転出される方へ

新しい住所地に住み始めてから**14日以内**に、次のものを添えて**新住所地で転入届**をしてください。

1. 転出証明書 又は マイナンバーカード 又は 住民基本台帳カード
2. 公的身分証明書（運転免許証等）
3. （外国人住民の方のみ）在留カード又は特別永住者証明書

《受付時間：平日 8：30～17：00》

分野	No.	チェック欄	種類	会津若松市での手続き	新住所地での手続き	担当課・連絡先	支所・市民センターでの可否	
							支所	市民センター
共通	1	☐	印鑑登録	転出（予定）日で抹消になりますので、印鑑登録証をお返しください。	改めて手続きをしてください。詳しくは新住所地の市町村へお問い合わせください。	市民課 Tel0242-39-1229	可	
	2	☐	マイナンバーカード 住民基本台帳カード	●住基カードをお持ちの方で新住所地で継続利用を希望されない場合は、カードをお返しください。 ●転出の手続きをされた日より、コンビニ交付サービスが受けられません。 ●国外転出される日本人の方でマイナンバーカードの継続利用を希望される方 ※支所可、センター不可	住所変更に伴い、券面変更が必要になりますので、カードを持参してください。（継続利用手続） ※暗証番号の入力が必要です。 ※次の場合はカードが使用できなくなるので、ご注意ください。 【転入届時】 ・転出予定日から30日を経過した場合 【転入届後】 ・転入日より14日経過した場合 ・届出日より90日経過した場合		可	
子育て	3	☐	児童手当	子ども家庭課で転出に関わる手続きをしてください。	改めて手続きをしてください。詳しくは新住所地の市町村へお問い合わせください。	子ども家庭課 Tel0242-39-1243	可	否
	4	☐	児童扶養手当	子ども家庭課で住所変更届または資格喪失届を提出してください。 ※転出先での状況により異なります。			一部可	否
	5	☐	特別児童扶養手当				一部可	否
	6	☐	障害児福祉手当	子ども家庭課で転出に関わる手続きをしてください。			一部可	否
	7	☐	ひとり親家庭医療費	資格喪失届を提出してください。（例外を除き、転出先で届出された転入日の前日までが資格有効期限となります。） ・持参するもの：ひとり親家庭医療費受給資格者証 ※親または子のみが転出する場合はご相談ください。			一部可	否
	8	☐	子ども医療費	資格喪失届を提出してください。（転出先で届出された転入日の前日までが、資格有効期限となります。） ・持参するもの：子ども医療費受給資格証			可	否
	9	☐	保育所、子ども園、幼稚園、子どもクラブ等に在籍されている方	転出に関わる手続きが必要になりますので子ども保育課へご連絡ください。		子ども保育課 Tel0242-39-1239	否	
保険	10	☐	国民健康保険	国保年金課へ国民健康保険の資格確認書または令和7年9月30日有効期限保険証をお返しください。	改めて加入手続きをしてください。詳しくは、新住所地の市町村へお問い合わせください。	国保年金課（国保） Tel0242-39-1249 （後期高齢） Tel0242-39-1244	可	
	11	☐	後期高齢者医療	国保年金課へ後期高齢者医療保険証等をお返しください。異動連絡票又は負担区分等証明書をお受け取りください。	異動連絡票又は負担区分等証明書を持参してください。		一部可	否
	12	☐	国民年金		年金を受給されている方で、金融機関等の変更が必要な方は手続きをしてください。		転出先の最寄の年金事務所 ねんきんダイヤル Tel0570-05-1165 Tel03-6700-1165	
介護	13	☐	介護保険	高齢福祉課に介護保険証をお返しください。要介護認定を受けている方は受給資格証明書をお受け取りください。介護保険施設へ転出される方は、高齢福祉課で転出に関わる手続きをしてください。	要介護認定を受けていた方は、受給資格証明書を持参し、要介護認定の申請をしてください。	高齢福祉課 Tel0242-39-1242	可	否
福祉	14	☐	自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）		新住所地の市町村へお問い合わせください。	障がい者支援課 Tel0242-39-1241 ※育成医療 子ども家庭課 Tel0242-23-4545		

裏面もご覧ください。

分野	No.	チェック欄	種類	会津若松市での手続き	新住所地での手続き	担当課・連絡先	支所・市民センターでの可否	
							支所	市民センター
福祉	15	☐	身体障害者手帳	障がい者支援課へお問い合わせください。	新住所地の市町村へお問い合わせください。	障がい者支援課 Tel0242-39-1241	一部可	否
	16	☐	精神保健福祉手帳					
	17	☐	療育手帳	障がい者支援課で転出の手続きをしてください。			一部可	否
	18	☐	特別障害者手当 経過的福祉手当	障がい者支援課で資格喪失届を提出してください。	改めて手続きをしてください。詳しくは新住所地の市町村へお問い合わせください。		一部可	否
	19	☐	重度心身障がい者 医療費（重度医療）	障がい者支援課へ重度医療費受給資格証をお返しください。その際に返還届を提出してください。	新住所地の市町村へお問い合わせください。		一部可	否
	20	☐	各種障がい福祉サービス	障がい者支援課へお問い合わせください。	新住所地の市町村へお問い合わせください。	障がい者支援課 Tel0242-23-4244	否	
	21	☐	各種障がい福祉サービス （障害児通所給付）	こども家庭課へお問い合わせください。	新住所地の市町村へお問い合わせください。	こども家庭課 Tel0242-23-4545	否	
教育	22	☐	市立学校に 在学している方	児童生徒異動通知書（退学）を今までの学校に提出し、在学証明書・教科用図書給与証明書をお受け取りください。	新しい学校へ在学証明書・教科用図書給与証明書を提出してください。	学校教育課 Tel0242-39-1303	否	
その他	23	☐	上下水道等	上下水道等の使用を中止するときは、4～5日前までに右記に電話等で連絡してください。上水道については、インターネット（市ホームページから）でもお手続きができます。		上下水道 料金センター Tel0242-22-6172	否	
	24	☐	地下水を使用し 下水道などに接続 している方	使用人数の変更が必要なため、上下水道料金センターへお問い合わせください。				
	25	☐	くみ取り式トイレ	利用の停止その他、利用状況に変更がある場合はご連絡下さい。		環境共生課 Tel0242-27-3961	否	
	26	☐	会津図書館・公民館 図書室をご利用の方	借りている本などは、転出前にライブラリーカードと一緒に返却してください。会津地域内の住所変更であれば引き続きライブラリーカードを利用できますが、住所などの変更手続きが必要です。	新住所地の市町村へお問い合わせください。	会津図書館 Tel0242-22-4711	否	
	27	☐	国外へ転出される方 （在外選挙） ※国政選挙・国民審査のみ 投票可	当市の選挙人名簿に登録されている方で転出予定日までに選挙管理委員会に在外選挙人名簿登録移転申請すると国外でも投票できます。出国後でも住所を管轄する在外公館で申請できますが、投票できるまで時間を要します。	住所を管轄する在外公館へ速やかに「在留届」を提出してください。 ※登録移転申請をした場合、転出予定日から4ヶ月を経過する前に提出しないと投票できませんのでご注意ください。	選挙管理委員会 事務局 Tel0242-39-1331	否	
	28	☐	飼い犬を登録 されている方		新住所地で飼い犬の登録が必要になります。会津若松市発行の鑑札またはマイクロチップ登録証明書を確認いただき、新住所地の市町村にお問い合わせください。	健康増進課 Tel0242-39-1245	否	

（ご確認にあたって）

お手続きにあたり、具体的な内容については、直接、手続きを行う窓口にお問い合わせください。
また、一部の手続きについては、北会津支所や河東支所、各市民センターでも対応しています。《受付時間 平日8:30～17:00》

- 北会津支所住民グループ（Tel 0242-58-1806） ● 大戸市民センター（Tel 0242-92-2501）
- 河東支所住民グループ（Tel 0242-75-2111） ● 一箕市民センター（Tel 0242-22-1788）
- 湊市民センター（Tel 0242-93-2111） ● 北市民センター（Tel 0242-22-1066）
- 南市民センター（Tel 0242-27-1780） ● 東市民センター（Tel 0242-27-2045）

※正当な理由がなく**14日以内**に届出をしないと、50,000円以下の過料に処せられる場合があります。

（住民基本台帳法第53条2項）

※ご都合により転出を取りやめたいときは、『**転出証明書**』を持参して転出取消の手続きをしてください。

※転出届以降、会津若松市の“**住民票**”が必要な場合は、【**転出証明書**】を必ずご持参のうえ、窓口にて申請ください。

また、転出予定日までに“**印鑑登録証明書**”が必要な場合は【**転出証明書**】及び【**印鑑登録証**】を窓口までお持ちください。

転出届以降は、マイナンバーカード、住民基本台帳カードによる**コンビニ交付はできません**。ご注意ください。

内側もご覧ください。

軽自動車・バイクを所有されている方へ

会津若松市役所 税務課 諸税グループ TEL 0242-39-1222

転出に伴って軽自動車・バイクを他の市町村へ持っていくときには、車検証に記載してある住所の変更手続きをお願いします。
住民票を異動しても車検証の住所の記載は変わりませんので、変更手続きをしないと引き続き会津若松市から軽自動車税が課税されることになります。
手続きに必要な書類等については、下記の窓口にあらかじめお問い合わせください。

●軽自動車・バイク（125cc以下の原付を除く）の手続き窓口

車 種	登録事務所・問い合わせ先		
○軽自動車（四輪・三輪） ○軽トレーラー	軽自動車検査協会コールセンター	（福島事務所） （いわき支所）	TEL050-3816-1837 TEL050-3816-1838
○125ccを超え250cc以下のバイク（軽二輪） ○250ccを超えるバイク（二輪小型自動車）	東北運輸局ヘルプデスク	（福島運輸支局） （いわき自動車検査登録事務所）	TEL050-5540-2015 TEL050-5540-2016

【ご注意】
※福島県外で手続きをした場合、必ず会津若松市役所税務課までご連絡をお願いします。連絡がないと、引き続き課税されることがありますのでご注意ください。
※福島県外で手続きをする場合は、各都道府県の「軽自動車検査協会」または「運輸支局」等の登録事務所にお問い合わせください。

●原動機付自転車・小型特殊自動車の手続き窓口

車 種	問 い 合 わ せ 先		
○原動機付自転車（125cc以下） ○小型特殊自動車（コンバイン・トラクターなど）	会津若松市役所税務課 会津若松市北会津支所住民グループ 会津若松市河東支所住民グループ	TEL 0242-39-1222 TEL 0242-58-1809 TEL 0242-75-2112	
	新住所地の市区役所・町村役場 ※転出するときは、会津若松市で廃車（転出）手続きをしてから新住所地で登録をしてください。		

登記されている土地・家屋をお持ちの方へ

会津若松市役所 税務課 土地、家屋・償却資産グループ TEL0242-39-1225

法務局に登録されている土地・建物の登記名義人（所有者）の方が転出する場合、住民票の手続きと登記簿は連動しないため、登記簿上の住所と実際の住所が違ってくるようになります。これを変更しないと固定資産税の納税通知書が届かないなどの状況も考えられます。
住所が変わる場合は、登記簿上の住所を現在の住所に変更するよう法務局で住所の移転登記をお願いします。
なお、詳しい手続き方法については最寄りの法務局へご確認ください。
⇒ 福島地方法務局 若松支局（TEL 0242-27-1498）

会津若松市役所 〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号 TEL0242-39-1111（代表）